

～新成人の皆さんへ～

# 20歳になったら 国民年金

## 国民年金の ポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害者年金は、病気や事故で障害が残ったときに受けられます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受けとることができます。

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支える仕組みです。

若いときから公的年金に加入し、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

## 「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

### ★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

### ★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。



国民年金のご相談・手続き等については町または年金事務所までお問い合わせください。

問合せ／戸籍年金担当（内線1225）、釧路年金事務所TEL0154-61-6000

## 第39回 別海町消費者大会

テーマ 学ぶことからはじめよう～あなたも私も消費者だから～



- 日時／2月18日(火) 10:00～13:00
- 会場／中央公民館大集会室
- 内容／講演会、フリーマーケット、食の簡易実験、牛乳パッケージイメージデザインコンクールなど

参加料  
無料

■主催／別海町消費者協会 ■問合せ／別海町消費者協会事務局（町民生活担当 内線1212）

## 消費者トラブルが増えています!

町内で訪問販売や電話勧誘販売によるトラブル、架空請求、投資を装った詐欺など消費者問題が多発しています。特に高齢者を狙って、言葉たくみに商品を買わせるケースが多くみられます。

<トラブルを防ぐために>

- 不要ならば「必要ない」「いらぬ」とハッキリ断りましょう。
- 迷ったときや不安に思うときは、一人で決めずに周囲や相談窓口にご相談しましょう。

だまされたことに気がついたときや、「おかしいな」と感じたときは、まずは相談窓口へご相談ください。

相談窓口／町民生活担当（内線1212）



## 本当に儲かるの？マルチ商法にご注意ください。

健康食品や洗剤などの商品を買って販売組織の会員となり、同じように会員となる人を紹介し、契約させると収入になるシステムをマルチ商法、またはネットワークビジネスといいます。

しかし、高収入を得るためには会員を増やし続けなければならず、無理な勧誘をした結果、人間関係を損なう場合や、商品を購入したものの、思ったように人を紹介できずに、結局は在庫を抱え支払に困るという場合があります。

マルチ商法は自分自身が被害者になってしまうことはもちろん、勧誘者となって新たな被害者をつくる可能性があります。信頼している友人からの誘いでも、契約した責任は自分にあることを認識し、おいしい儲け話をうのみにせず、慎重に行動しましょう。

なお、健康食品の場合、処方薬や市販薬との飲み合わせで、薬の作用に影響を及ぼす危険性もあります。現在薬を服用している人や治療を受けている人が健康食品を利用する際は、医師や薬剤師に確認をとるようにしましょう。迷ったときや不安に思うときは、周囲や相談窓口にご相談ください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）



平成26年度

## 町立保育園入園児募集

町立保育園では平成26年4月からの入園希望のお子さまを募集します。入園を希望される方は期間内に申込み手続きを行ってください。

### 1 募集保育園・入園対象児童など



保育園名	定員	入園対象児童	提出書類	連絡先
別海保育園	70	保護者等が、仕事や疾病、出産の前後やその他の理由により、昼間家庭での保育を受けることができない児童で、 <b>平成26年4月1日現在で生後6ヶ月以上から就学前の児童。</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園申込書</li> <li>雇用証明書</li> <li>その他必要な書類</li> </ul>	75-2726
上西春別保育園	60			77-2040
中春別へき地保育園	60	<b>平成26年4月1日現在で満3歳以上から就学前の児童。</b> ただし、次の場合は条件つきで入園できます。 (1)4月～6月に3歳になる児童は4月から。 (2)7月～9月までに3歳になる児童は、3歳となる誕生月から。	<ul style="list-style-type: none"> <li>入園申込書</li> </ul>	76-2030
上春別へき地保育園	60			75-6328
西春別へき地保育園	60			77-2344
上風連へき地保育園	50			75-7328
本別海へき地保育園	30			75-8120
豊原へき地保育園	30			76-2126

※保育園の運営内容、入園基準等詳細は町ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

### 2 募集期間

平成26年1月8日(水)から平成26年1月23日(木)まで

※受付時間 午前8時45分～午後5時30分 ※土・日・祝日を除く

### 3 申込書類交付場所及び提出場所

福祉課児童福祉担当又は各保育園

問合せ／児童福祉担当（内線1313・1314）・各保育園

## 献血のお知らせ — 平成25年度 第3回献血を実施致します

下記の日程で“移動採血車「ひまわり号」”が町内を巡回します。

実施日	実施場所	受付時間
1月20日(月)	J A道東あさひ本所兼別海支所	12:30~16:30
1月21日(火)	陸上自衛隊別海駐屯地	9:00~12:00
	J A道東あさひ西春別支所	13:30~16:30
1月22日(水)	別海町役場	9:00~11:45
		13:00~16:30
1月23日(木)	根室地区農業共済組合	9:00~10:30
	(株)べつかい乳業興社	11:00~12:00
	中春別農業協同組合	13:30~15:00
	北海道別海高等学校	15:40~17:00
1月24日(金)	J A道東あさひ上春別支所	9:00~11:00
	(株)明治 西春別工場	13:00~14:30
	森永乳業(株)別海工場	15:00~16:00

年間総献血量は、  
男性1,200ml以内  
女性 800ml以内です。  
※献血カード(裏面)に記載して  
おります“次回献血可能日”  
をご確認の上ご協力をお願い  
いたします。

**400ml献血にご協力を!!**



※陸上自衛隊別海駐屯地での献血は、自衛隊員を対象としております。  
大変申し訳ございませんが、一般の方はご遠慮願います。

日本赤十字社別海町分区 別海町別海西本町36番地 (社会福祉協議会内) TEL 75-2148

## 灯油

## 灯油等暖房用燃料費の一部を助成します

今年度の原油価格の高騰や電気料金の値上げ等に伴い、暖房にかかる費用の負担が増大しているため、高齢者や障がい者、ひとり親等の町道民税非課税世帯を対象として暖房用燃料費等の一部を助成します。

### 対象世帯

平成25年12月1日現在、別海町に住所を有し居住されている次の①から⑥に該当する町道民税非課税世帯。

※福祉施設入所者等や、1つの住宅(アパート等の共同住宅は除く。)で世帯分離をしている場合でも、課税されている方と一緒に住まいの場合は対象になりません。

- ①生活保護受給世帯
- ②65歳以上の1人暮らしの高齢者世帯 (昭和24年3月31日以前に生まれた1人暮らしの世帯)
- ③65歳以上の高齢者世帯 (昭和24年3月31日以前に生まれた方だけの世帯)
- ④18歳未満の児童を監護しているひとり親世帯 (18歳未満=平成8年3月31日以前に生まれた児童)
- ⑤障がい者世帯 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯)
- ⑥上記に準ずる世帯で町長が特に必要と認めた世帯

助成希望者は、平成26年1月6日(月)~平成26年3月31日(月)までの間に申請書に記載し、灯油等の燃料購入費領収書(購入者の氏名、日付、品名、金額(10,000円以上購入したことがわかるもの))をご持参のうえ、福祉課社会・障がい福祉担当または最寄りの支所、連絡事務所へ提出してください。

※平成25年1月1日時点、別海町に住所を有していない方は、前住所地から非課税証明書を発行してもらい、添付してください。

### 助成内容

助成が決定された世帯へは、決定通知書でお知らせし、1世帯あたり10,000円(生活保護受給世帯は5,000円)を世帯主の口座へ振り込みます。(助成されない場合もお知らせします。)

問合せ/社会・障がい福祉担当 (内線1310~1312)

※次のページの申請書でお申し込みできます。

(第1号様式)

平成25年度 別海町福祉灯油購入費・暖房用燃料購入費助成申請書

平成 年 月 日

別海町長 水 沼 猛 様

申請者（必ず世帯主名を書いてください）

住 所	別海町
氏 名	Ⓜ
電話番号	

使用している暖房用燃料を○で囲んでください。

（石油・石炭・電気・ガス・まき・ペレット・その他（ ））

次のとおり暖房用燃料購入費の助成を申請します。

世帯員氏名	生年月日	申請者との続柄	備考
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
	明・大・昭・平 年 月 日		
同 意 書	私及び私の世帯員は、暖房用燃料購入費の支給決定のための審査に必要な、私の世帯の家族構成・課税状況・生活保護適用の有無等の個人情報に係る調査について同意します。 氏名 Ⓜ		

町調査欄

町道民税非課税世帯である。	1. 該 当 ・ 2. 非該当
生活保護の適用	1. 該 当 ・ 2. 非該当
* 支給の可否	可 ・ 否

暖房用燃料購入助成金を下記口座へ振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所	種 目		口座番号					
			1.普通預金	2.当座預金						
			3.その他							
フリガナ										
口座名義人	Ⓜ									

※太枠の中を必ず記入をしてください。